

第1 保険料の引上げ

1 厚生年金保険の保険料

1. 保険料水準固定方式がとられることになり、厚生年金保険の一般の保険料率は、平成16年10月より毎年1000分の3.54ずつ引き上げられ、平成17年度からは9月引上げ、平成29年9月以後は1000分の183となります。
2. 坑内員・船員である厚生年金保険の被保険者については、平成16年10月より毎年1000分の2.48ずつ引き上げられ、平成29年9月以後は一般の保険料率と同じ1000分の183となります。
(平成16年10月実施)

■厚生年金保険の保険料水準

これまで、厚生年金保険の保険料率は、一般の被保険者（1000分の135.8）と坑内員・船員である第3種被保険者（1000分の149.6）とは異なっていました。

また、平成9年4月1日に厚生年金保険に統合された旧J R共済組合および旧J T共済組合の保険料率、また、平成14年4月1日に厚生年金保険に統合された旧農林漁業団体職員共済組合の被保険者の保険料率も一般の被保険者の保険料率と異なっていました。

今回の改正において、保険料水準固定方式が導入されたことにより、厚生年金保険の被保険者の保険料率はすべて最終的には同率の1000分の183となります。

(改正法第7条による改正後の厚生年金保険法第81条第4項)

●厚生年金保険料の段階的引上げ

年 月	(1000分の)			
	一般	坑内員・船員	JR	JT
平成16 (2004) 年10月	139.34	152.08	156.90	155.50
平成17 (2005) 年9月	142.88	154.56	156.90	155.50
平成18 (2006) 年9月	146.42	157.04	156.90	155.50
平成19 (2007) 年9月	149.96	159.52	156.90	155.50
平成20 (2008) 年9月	153.50	162.00	156.90	155.50
平成21 (2009) 年9月	157.04	164.48	157.04	157.04
平成22 (2010) 年9月	160.58	166.96	160.58	160.58
平成23 (2011) 年9月	164.12	169.44	164.12	164.12
平成24 (2012) 年9月	167.66	171.92	167.66	167.66
平成25 (2013) 年9月	171.20	174.40	171.20	171.20
平成26 (2014) 年9月	174.74	176.88	174.74	174.74
平成27 (2015) 年9月	178.28	179.36	178.28	178.28
平成28 (2016) 年9月	181.82	181.84	181.82	181.82
平成29 (2017) 年9月	183.00	183.00	183.00	183.00

2 国民年金の保険料

1. 国民年金の保険料の額についても、保険料水準固定方式がとられ、平成17年度（4月）から毎年度280円ずつ引き上げられ、平成29年度から月額16,900円となります（いずれも平成16年度価格）。
2. 国民年金の保険料改定率は、現役世代の名目賃金の伸びに応じて改定されることとなります。
(平成17年4月実施)

■国民年金の保険料水準

今回の改正では、国民年金の保険料（平成16年度13,300円）についても最終保険料水準が固定されることになり、厚生年金保険の最終保険料水準である18.30%と均衡のとれた国民年金の保険料の水準は16,900円（平成16年度価格）となります。

平成17年度以後の国民年金の保険料は、法律では、平成16年改正時の価格表示で得られた保険料額が定められます。そして、それぞれの年度ごとに定められた保険料額にその年度の保険料改定率を乗じて得た額が、その年度の保険料額となります。

(改正法第2条による改正後の国民年金法第87条第3項)

●国民年金の保険料の段階的引上げ (法定保険料額)

平成17年度	月額13,580円
平成18年度	月額13,860円
平成19年度	月額14,140円
平成20年度	月額14,420円
平成21年度	月額14,700円
平成22年度	月額14,980円
平成23年度	月額15,260円
平成24年度	月額15,540円
平成25年度	月額15,820円
平成26年度	月額16,100円
平成27年度	月額16,380円
平成28年度	月額16,660円
平成29年度以後	月額16,900円

〈保険料改定率〉

保険料改定率は、平成17年度については1とし、平成18年度以後については、それぞれの年度の前年度の保険料改定率に名目手取り賃金変動率を乗じた率となります。この場合の名目賃金変動率は、前々年の物価変動率に4年前の年度の実質賃金変動率（3年前から5年前のもの3年平均）を乗じたものとなります。

(改正法第2条による改正後の国民年金法第87条第4項、第5項、改正法附則第18条)